

議案第166号

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高 木 勉

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例  
(渋川市公告式条例の一部改正)

第1条 渋川市公告式条例(平成18年渋川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ときは、」の次に「原本に」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。

- (1) 渋川市役所前掲示場
- (2) 渋川市役所第二庁舎前掲示場
- (3) 渋川市伊香保行政センター前掲示場
- (4) 渋川市小野上行政センター前掲示場
- (5) 渋川市子持行政センター前掲示場
- (6) 渋川市赤城行政センター前掲示場
- (7) 渋川市北橋行政センター前掲示場

(渋川市監査委員条例の一部改正)

第2条 渋川市監査委員条例(平成18年渋川市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第199条第4項」を「監査委員は、法第199条第4項」に改め、「、監査委員は」を削る。

第3条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条中「法第199条第2項又は同条第5項、第7項及び」を「監査委員は、法第199条第2項若しくは同条第5項又は同条第7項若しくは」に改める。

第4条中「第98条第2項及び」を「法第98条第2項若しくは」に、

「並びに」を「又は」に、「場合」を「とき」に改める。

第6条中「法第233条第2項及び」を「監査委員は、法第233条第2項又は」に、「による監査委員の決算審査の意見」を「により決算等が審査に付されたとき」に、「これ」を「審査に係る意見」に改める。

第7条中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に改め、「ときは、」の次に「審査に付された日から」を加え、「意見を付して」を「審査に係る意見を」に改める。

(渋川市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第3条 渋川市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年渋川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「を含む。）」の次に「及び管理職手当」を加え、「これに」を「これらに」に、「及び管理職手当、並びに初任給調整手当」を「、初任給調整手当」に改める。

(渋川市職員共済会に関する条例の一部改正)

第4条 渋川市職員共済会に関する条例（平成18年渋川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の会員」を削り、「もって」を「会員として」に改め、同条第2項中「地方自治法」を「前項の規定にかかわらず、本市をその組織の一員として地方自治法」に、「加入させる」を「加入する」に改める。

(渋川市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第5条 渋川市職員等の旅費支給条例（平成18年渋川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第4条第2号に規定する」を「第4条第2号アの」に改める。

第3条第4項中「職員又は職員以外の者」を「職員等」に改め、同条第7項中「知事」を「市長」に改める。

(渋川市手数料条例の一部改正)

第6条 渋川市手数料条例（平成18年渋川市条例第59号）の一部を次の

ように改正する。

第7条中「とする。」を削る。

別表土地家屋現況図の交付の項中「土地家屋現況図」を「地番図」に改め、「A3サイズ」を削り、同表道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査の項中「許可の申請に対する審査」を「許可証の交付」に改める。

（渋川市財政調整基金条例の一部改正）

第7条 渋川市財政調整基金条例（平成18年渋川市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「年度間」の次に「の財源」を加える。

第2条第2項中「予算」を「一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）」に改め、同条第3項中「第13条」を「第47条」に改める。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

（渋川市教育研究所設置に関する条例の一部改正）

第8条 渋川市教育研究所設置に関する条例（平成18年渋川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育研究所」を「渋川市教育研究所（以下「研究所」という。）」に改める。

第2条の表以外の部分中「教育研究所」を「研究所」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「渋川市教育研究所（以下「研究所」という。）」を「研究所」に改め、「、前条の目的を達成するため」を削り、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、「前条の目的を達成する」を「教育に関する研究及び調査並びに教育関係職員の研修の」に改める。

（渋川市公民館条例の一部改正）

第9条 渋川市公民館条例（平成18年渋川市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号中「公民館等」を「施設等」に改める。

第16条第2項中「2年とする」を「2年とし、再任を妨げない」に改

める。

別表第1 渋川市渋川西部公民館の項及び渋川市金島公民館の項中「主要地方道渋川吾妻線」を「主要地方道渋川東吾妻線」に改め、同表渋川市豊秋公民館の項中「除く」の次に「。」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

公民館使用料

（単位：円）

利用箇所	使用料		
	午前	午後	夜間
ホール（フロア・舞台）	3,000	3,000	3,000
ホール（フロア）	1,600	1,600	1,600
ホール（舞台）	1,400	1,400	1,400
展示ホール	600	600	600
講堂	1,000	1,000	1,000
講義室	500	500	500
学習室	500	500	500
和室	600	600	600
視聴覚室	600	600	600
創作室	600	600	600
調理室	600	600	600

備考

- 1 本市住民とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは本市に勤務する者をいう。
- 2 市外の者とは、前項以外の者をいう。
- 3 午前とは、午前8時30分から正午までをいう。
- 4 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
- 5 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 6 前3項の区分による時間に満たない場合、使用料は割引しない。

7 陶芸窯を利用する場合は、1回につき使用料に1,000円を加えた額とする。

8 市外の者が利用する場合は、使用料の2倍の額とする。

(渋川市ふれあいセンター条例の一部改正)

第10条 渋川市ふれあいセンター条例(平成18年渋川市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第1条中「渋川市ふれあいセンター」の次に「(以下「センター」という。)」を加える。

第2条中「渋川市ふれあいセンター」を「センター」に改める。

第3条中「渋川市ふれあいセンター(以下「センター」という。)」を「センター」に改める。

第13条第2号中「センターの」を削る。

第14条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)

1 入場料等を徴収しない利用による場合の使用料

(1) 本市住民が利用する場合

(単位:円)

利用箇所	使用料		
	午前	午後	夜間
舞台付きホール(固定客席)	12,000	12,000	12,000
ホール(可動客席・舞台別)	3,000	3,000	3,000
舞台	2,500	2,500	2,500
可動客席	1,000	1,000	1,000
展示ホール	600	600	600
講堂	1,000	1,000	1,000
講義室	500	500	500
学習室	500	500	500
和室	600	600	600
視聴覚室	600	600	600

創作室	600	600	600
-----	-----	-----	-----

(2) 市外の者が利用する場合は、前号に定める使用料の2倍の額とする。

2 入場料等を徴収する場合の使用料

(1) 本市住民が利用する場合は、前項の(1)に定める使用料の2倍の額とする。

(2) 市外の者が利用する場合は、前項の(1)に定める使用料の4倍の額とする。

備考

- 1 本市住民とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは本市に勤務する者をいう。
- 2 市外の者とは、前項以外の者をいう。
- 3 午前とは、午前8時30分から正午までをいう。
- 4 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
- 5 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 6 前3項の区分による時間に満たない場合、使用料は割引しない。
- 7 入場料等とは、入場料、会費、会場費その他の名称のいかんにかかわらず催物1回について入場者が支払う対価をいう。
- 8 営業営利等の効果を目的に配布される招待券等による入場料又は商品の展示、予約、販売等の営業宣伝その他これに類する場合は、入場料を徴収したことと同様に扱う。

(渋川市子持福社会館条例の一部改正)

第11条 渋川市子持福社会館条例（平成18年渋川市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第1条中「福社会館」を「渋川市子持福社会館（以下「会館」という。）」に改める。

第2条中「福社会館の」を「会館の」に改める。

第3条中「渋川市子持福社会館（以下「会館」という。）」を「会館」に改め、同条第2号中「、その他各種の相談」を「その他の各種相談」に

改める。

第4条中「指定皆理者」を「指定管理者」に改める。

第8条第1項中「の利用日数」を削る。

(渋川市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正)

第12条 渋川市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成22年渋川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「各種団体等」を「各種団体」に、「診療契約」を「診療契約等」に改め、同条第3号中「1,000円」を「1回につき1,000円」に改める。

第4条第2項を削る。

別表その他簡易な文書の項中「簡易な」を「の」に改め、同表その他複雑な文書の項を削る。

(渋川市農畜産物加工所条例の一部改正)

第13条 渋川市農畜産物加工所条例（平成18年渋川市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業振興と」を「農業振興及び」に改める。

第7条第1項中「加工所等」を「加工所」に改める。

第8条中「市長が指定する期日までに」を削る。

第11条第1項中「渋川市小野上特産物処理加工所」を「渋川市小野上特産物加工所」に改める。

第13条中「加工所等」を「加工所」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

種別	区分	利用時間	金額	徴収時期	備考
渋川市赤城 農畜産物加 工研修所	第1加工室	午前9時～午 後1時	520 円	利用の許可 を受けたと き。	午後5時以降 、1時間につ き100円加 算
		午後1時～午 後5時	520 円		
	第2加工室	午前9時～午 後1時	520 円		

		午後 1 時～午後 5 時	5 2 0 円	
	第 3 加工室	午前 9 時～午後 1 時	5 2 0 円	
		午後 1 時～午後 5 時	5 2 0 円	

(渋川市勤労福祉センター条例の一部改正)

第 1 4 条 渋川市勤労福祉センター条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「勤労福祉センター」を「渋川市勤労福祉センター（以下「センター」という。）」に改める。

第 2 条中「勤労福祉センターの」を「センターの」に改める。

第 6 条第 3 項を次のように改める。

3 利用者は、前項の規定にかかわらず、事務室の使用料を、毎月定期に納付することができる。

第 9 条第 2 項中「、前項」を「前項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

利用箇所	使用料		
	午前	午後	夜間
第 1 会議室	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 4 0 0 円
第 2 会議室			
第 3 会議室			
第 4 会議室			
小会議室	7 0 0 円	7 0 0 円	1, 0 0 0 円
大会議室	2, 4 0 0 円	3, 6 0 0 円	4, 8 0 0 円
和室	7 0 0 円	7 0 0 円	1, 0 0 0 円
事務室	1 平方メートルにつき 月 7 0 0 円		

備考

- 1 午前、午後及び夜間の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前とは、午前8時30分から正午までをいう。
  - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
  - (3) 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 2 前項の区分による時間に満たない場合であっても、使用料は割引しない。
- 3 この表に規定する利用箇所を商品展示、予約、販売等又は入場料その他料金を徴収して利用する場合の使用料は、次のとおりとする。
  - (1) 本市住民（本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは勤務する者をいう。）が利用する場合 この表に規定する使用料の2倍の額
  - (2) 市外の者（前号以外のものをいう。）が利用する場合 この表に規定する使用料の3倍の額
- 4 利用者が市外の者で会議等で利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の2倍の額とする。

（渋川市伊香保温泉石段街休憩センター条例の一部改正）

第15条 渋川市伊香保温泉石段街休憩センター条例（平成18年渋川市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 清潔でさわやかな街づくりを推進し、市民及び観光客にとって良好な環境を保持するため、渋川市伊香保温泉石段街休憩センター（以下「休憩センター」という。）を設置する。

第3条を次のように改める。

（施設）

第3条 休憩センターには、次の施設を置く。

- (1) 1階 トイレ
- (2) 2階 休憩室

第 6 条中「及び敷地内」を削る。

(渋川市伊香保温泉白銀の湯供給条例の一部改正)

第 1 6 条 渋川市伊香保温泉白銀の湯供給条例（平成 2 0 年渋川市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、渋川市が所有する伊香保温泉白銀の湯（以下「温泉」という。）の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「各事業所等」を「第 4 条に規定する温泉の使用の許可を受けた者（以下「加入者」という。）」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 6 条第 1 号中「旅館業及び日帰り温泉施設」を「旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業」に改め、同条第 3 号中「認めた者」を「認めたもの」に改める。

第 7 条第 1 項本文中「場合」を「場合は」に改める。

第 8 条第 2 項中「申し込み」を「申込み」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「施行」を「施工」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「温泉使用の許可を受けた者（以下「加入者」という。）」を「加入者」に改め、同条第 2 項中「認められるときは、前項により納付しなければならない」を「認めるときは、前項の」に改める。

第 1 4 条中「において」を「は」に改める。

第 1 5 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 6 条中「漏湯」を「漏湯し、」に、「ときは」を「ときは、」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「制限」を「制限し、」に改め、同条第 3 項中「責」を「責め」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「使用した」を「市長は、使用した」に改め、「市は」を削り、同条第 3 項中「その損害額」を「、その損害額」に改める。

第 1 9 条第 1 項を次のように改める。

温泉使用料（以下「使用料」という。）は、使用期間1月につき別表第2に掲げる区分により算出した基本料金及び従量料金の合計額とする。

第19条第2項を削る。

第20条中「開始」を「開始し、」に、「基本使用量の2分の1」を「25立方メートル」に改める。

第22条第1項中「等」を削り、同条第2項中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第24条の見出しを「（延滞金）」に改め、同条中「使用料を納付期限までに納付しない者に対する徴収の方法については」を「加入者が使用料を納付期限までに納付しないときは」に、「の規定を準用する」を「に定めるところにより延滞金を徴収する」に改める。

第26条第1項第2号を次のように改める。

（2） 第29条第1項の検査を拒み、若しくは妨害したとき、又は同条第3項に規定する改良等の指示に従わなかったとき。

第27条第1号中「分与」を「分与し」に改め、同条第3号中「温泉使用」を「温泉の使用」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第28条第4号中「新設、増設、改造」を「新設し、増設し、改造し、」に改める。

第30条第3号中「、又は第29条の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者及び改良等の指示に従わなかった者」を削る。

第31条中「とする。」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第19条関係）

温泉使用料

基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）				
	50立方メートルまで	51立方メートルから100立方メートル	101立方メートルから500立方メートル	501立方メートルから2,000立方メートル	2,001立方メートル以上

		メートルま で	メートル まで	立方メー トルまで	
7,500円	0円	160円	180円	200円	220円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市公告式条例（平成18年渋川市条例第3号）の一部改正  
 （第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（条例の公布）                      第2条 条例を公布しようとするときは、<u>原本に</u>公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。                      2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。                      （1） <u>渋川市役所前掲示場</u>                      （2） <u>渋川市役所第二庁舎前掲示場</u>                      （3） <u>渋川市伊香保行政センター前掲示場</u>                      （4） <u>渋川市小野上行政センター前掲示場</u>                      （5） <u>渋川市子持行政センター前掲示場</u>                      （6） <u>渋川市赤城行政センター前掲示場</u>                      （7） <u>渋川市北橋行政センター前掲示場</u></p>	<p>（条例の公布）                      第2条 条例を公布しようとするときは、<u>        </u>公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。                      2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。  <u>渋川市役所前</u>  <u>渋川市役所第二庁舎前</u>  <u>渋川市伊香保行政センター前</u>  <u>渋川市小野上行政センター前</u>  <u>渋川市子持行政センター前</u>  <u>渋川市赤城行政センター前</u>  <u>渋川市北橋行政センター前</u></p>



条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年渋川市条例第37号）の一部改正  
 （第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（高齢者部分休業取得中の給与）                      第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号。以下「給与条例」という。）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）<u>及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当、初任給調整手当</u>及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を給与条例第25条に規定する1年間の勤務時間数で除して得た額（その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して給与を支給する。</p>	<p>（高齢者部分休業取得中の給与）                      第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号。以下「給与条例」という。）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）<u>並びにこれに</u>対する地域手当<u>及び管理職手当、並びに初任給調整手当</u>及び特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を給与条例第25条に規定する1年間の勤務時間数で除して得た額（その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を減額して給与を支給する。</p>

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 茨川市職員共済会に関する条例（平成18年茨川市条例第40号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組織）                      第2条 共済会_____は、本市職員を<u>会員として組織</u>する。                      2 前項の規定にかかわらず、本市をその組織の一員として地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定により設立された地方公共団体の組合の職員は、規則の定めるところにより共済会に<u>加入する</u>ことができる。</p>	<p>（組織）                      第2条 共済会<u>の会員</u>は、本市職員を<u>もって</u>_____組織する。                      2 地方自治法_____（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定により設立された地方公共団体の組合の職員は、規則の定めるところにより共済会に<u>加入させる</u>ことができる。</p>

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市職員等の旅費支給条例（平成18年渋川市条例第51号）の一部改正  
 （第5条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      （1）～（4） （略）                      （5） 赴任 新たに採用された職員のうち渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号）<u>第4条第2号アの</u>医療職給料表（1）の適用を受ける職員（以下「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」という。）が、その採用に伴う移転のため県外の住所又は居所から勤務公署に旅行することをいう。                      （6）～（8） （略）                      2 （略）</p> <p>（旅費の支給）                      第3条 （略）                      2・3 （略）                      4 職員等 _____ が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。                      5・6 （略）                      7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を失った場合には、その失った旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>	<p>（定義）                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      （1）～（4） （略）                      （5） 赴任 新たに採用された職員のうち渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号）<u>第4条第2号に規定する</u>医療職給料表（1）の適用を受ける職員（以下「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」という。）が、その採用に伴う移転のため県外の住所又は居所から勤務公署に旅行することをいう。                      （6）～（8） （略）                      2 （略）</p> <p>（旅費の支給）                      第3条 （略）                      2・3 （略）                      4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。                      5・6 （略）                      7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を失った場合には、その失った旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 茨川市手数料条例（平成18年茨川市条例第59号）の一部改正  
 （第6条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																								
<p>（罰則）                      第7条 詐欺その他不正の行為により第2条に規定する手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円_____）以下の過料に処する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">手数料を徴収する事務</td> <td style="width: 50%;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td>営業に関する証明</td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>地番図の交付</td> <td>1枚につき 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可証の交付</td> <td>1両につき 750円</td> </tr> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額	営業に関する証明	1件につき 300円	（略）		地番図の交付	1枚につき 300円	（略）		道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可証の交付	1両につき 750円	<p>（罰則）                      第7条 詐欺その他不正の行為により第2条に規定する手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">手数料を徴収する事務</td> <td style="width: 50%;">手数料の金額</td> </tr> <tr> <td>営業に関する証明</td> <td>1件につき 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>土地家屋現況図の交付</td> <td>A3サイズ1枚につき 300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査</td> <td>1両につき 750円</td> </tr> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額	営業に関する証明	1件につき 300円	（略）		土地家屋現況図の交付	A3サイズ1枚につき 300円	（略）		道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円
手数料を徴収する事務	手数料の金額																								
営業に関する証明	1件につき 300円																								
（略）																									
地番図の交付	1枚につき 300円																								
（略）																									
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可証の交付	1両につき 750円																								
手数料を徴収する事務	手数料の金額																								
営業に関する証明	1件につき 300円																								
（略）																									
土地家屋現況図の交付	A3サイズ1枚につき 300円																								
（略）																									
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円																								

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市財政調整基金条例（平成18年渋川市条例第67号）の一部改正  
 （第7条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）                      第1条 年度間の財源の調整を行い、長期にわたる財政の健全な運営に資するため、渋川市財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（積立て）                      第2条 毎会計年度において、一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金の2分の1を下らない金額を基金として積み立てるものとする。                      2 前項の規定による積立てのほか、<u>一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）</u>の定めるところにより積立てをすることができる。                      3 第1項に規定する剰余金の計算方法は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）<u>第47条</u>に規定するところによる。</p> <p>（運用益金の処理）                      第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>予算</u>に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>	<p>（設置）                      第1条 年度間_____の調整を行い、長期にわたる財政の健全な運営に資するため、渋川市財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（積立て）                      第2条 毎会計年度において、一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金の2分の1を下らない金額を基金として積み立てるものとする。                      2 前項の規定による積立てのほか、<u>予算</u>_____の定めるところにより積立てをすることができる。                      3 第1項に規定する剰余金の計算方法は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）<u>第13条</u>に規定するところによる。</p> <p>（運用益金の処理）                      第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p>

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市教育研究所設置に関する条例（平成18年渋川市条例第102号）の一部改正  
 （第8条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）                      第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育に関する研究、調査及び教育関係職員の研修を行うため、<u>渋川市教育研究所（以下「研究所」という。）</u>の設置に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 <u>研究所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。                      表（略）</p> <p>（事業）                      第3条 <u>研究所</u>は、<u>次に掲げる事業</u>を行う。                      （1）～（4）（略）                      （5）前各号に掲げるもののほか、<u>教育に関する研究及び調査並びに教育関係職員の研修のために必要な事項</u>に関すること。</p>	<p>（趣旨）                      第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育に関する研究、調査及び教育関係職員の研修を行うため、<u>教育研究所</u>の設置に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 <u>教育研究所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。                      表（略）</p> <p>（事業）                      第3条 <u>渋川市教育研究所（以下「研究所」という。）</u>は、<u>前条の目的を達成するため、次の事業</u>を行う。                      （1）～（4）（略）                      （5）前各号<u>のほか、前条の目的を達成する</u>ために必要な事項に関すること。</p>

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市公民館条例（平成18年渋川市条例第110号）の一部改正  
 （第9条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
（利用許可の取消し等） 第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1）～（5）（略） （6） 災害その他の事故により <u>施設等</u> の利用ができなくなったとき。 （7）（略） 2 （略）  （公民館運営委員会） 第16条（略） 2 委員の任期は、 <u>2年とし、再任を妨げない</u> 。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。 3 （略）  別表第1（第2条関係）			（利用許可の取消し等） 第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1）～（5）（略） （6） 災害その他の事故により <u>公民館等</u> の利用ができなくなったとき。 （7）（略） 2 （略）  （公民館運営委員会） 第16条（略） 2 委員の任期は、 <u>2年とする</u> 。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。 3 （略）  別表第1（第2条関係）		
名称	位置	事業の主たる対象区域	名称	位置	事業の主たる対象区域
渋川市中央公民館	渋川市渋川908番地2 1	全市域	渋川市中央公民館	渋川市渋川908番地2 1	全市域
（略）			（略）		
渋川市渋川西部公民館	渋川市渋川247番地1	渋川のうち御影、入沢町、明保野、軽浜の各自治会及び金井のうち金井南町（ <u>主要地方道渋川東吾妻線の西</u> ）自治会	渋川市渋川西部公民館	渋川市渋川247番地1	渋川のうち御影、入沢町、明保野、軽浜の各自治会及び金井のうち金井南町（ <u>主要地方道渋川吾妻線の西</u> ）自治会
渋川市金島公民館	渋川市金井1999番地	阿久津、金井（軽浜自治会及び金井南町自治	渋川市金島公民館	渋川市金井1999番地	阿久津、金井（軽浜自治会及び金井南町自治

		会のうち主要地方道 澁川東吾妻線)の西を除く自治会)、南牧、川島、祖母島
澁川市古巻公民館	澁川市八木原678番地	有馬、八木原、半田
澁川市豊秋公民館	澁川市行幸田943番地 1	行幸田、石原(熊野町自治会を除く_)、中村
(略)		

		会のうち主要地方道 澁川吾妻線)の西を除く自治会)、南牧、川島、祖母島
澁川市古巻公民館	澁川市八木原678番地	有馬、八木原、半田
澁川市豊秋公民館	澁川市行幸田943番地 1	行幸田、石原(熊野町自治会を除く_)、中村
(略)		

別表第2(第10条関係)  
公民館使用料

(単位:円)

利用箇所	使用料		
	午前	午後	夜間
ホール (フロア・舞台)	3,000	3,000	3,000
ホール(フロア)	1,600	1,600	1,600
ホール(舞台)	1,400	1,400	1,400
展示ホール	600	600	600
講堂	1,000	1,000	1,000
講義室	500	500	500
学習室	500	500	500
和室	600	600	600
視聴覚室	600	600	600
創作室	600	600	600
調理室	600	600	600

備考

1~8 (略)

別表第2(第10条関係)  
公民館使用料

利用箇所	使用料		
	午前	午後	夜間
ホール (フロア・舞台)	3,000	3,000	3,000
ホール(フロア)	1,600	1,600	1,600
ホール(舞台)	1,400	1,400	1,400
展示ホール	600	600	600
講堂	1,000	1,000	1,000
講義室	500	500	500
学習室	500	500	500
和室	600	600	600
視聴覚室	600	600	600
創作室	600	600	600
調理室	600	600	600

備考

1~8 (略)

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市ふれあいセンター条例（平成18年渋川市条例第111号）の一部改正

（第10条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）                      第1条 市民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって市民文化の創造及び振興に寄与するため、渋川市ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 センター_____の名称及び位置は、次のとおりとする。                      表（略）</p> <p>（管理）                      第3条 センター_____は渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>（使用料の不還付）                      第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。                      （1）（略）                      （2） 利用者の責めに帰することができない利用により、_____施設等を利用することができる。                      （3）（略）</p> <p>（現状回復）                      第14条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を現状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。                      2（略）</p> <p>別表（第11条関係）</p>	<p>（設置）                      第1条 市民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって市民文化の創造及び振興に寄与するため、渋川市ふれあいセンター_____を設置する。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 <u>渋川市ふれあいセンター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。                      表（略）</p> <p>（管理）                      第3条 <u>渋川市ふれあいセンター（以下「センター」という。）</u>は渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</p> <p>（使用料の不還付）                      第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。                      （1）（略）                      （2） 利用者の責めに帰することができない利用により、<u>センター</u>の施設等を利用することができる。                      （3）（略）</p> <p>（現状回復）                      第14条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を現状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。                      2（略）</p> <p>別表（第11条関係）</p>

1 入場料等を徴収しない利用による場合の使用料  
 (1) 本市住民が利用する場合

(単位：円)

利用箇所	使用料		
	午前	午後	夜間
舞台付きホール（固定客席）	12,000	12,000	12,000
ホール（可動客席・舞台別）	3,000	3,000	3,000
舞台	2,500	2,500	2,500
可動客席	1,000	1,000	1,000
展示ホール	600	600	600
講堂	1,000	1,000	1,000
講義室	500	500	500
学習室	500	500	500
和室	600	600	600
視聴覚室	600	600	600
創作室	600	600	600

(2) 市外の者が利用する場合は、前号に定める使用料の2倍の額とする。

2 入場料等を徴収する場合の使用料

(1) 本市住民が利用する場合は、前項の(1)に定める使用料の2倍の額とする。

(2) 市外の者が利用する場合は、前項の(1)に定める使用料の4倍の額とする。

備考

1～6 (略)

7 入場料等とは、入場料、会費、会場費その他の名称のいかんにかかわらず催物1回について入場者が支払う対価をいう。

8 営業営利等の効果を目的に配布される招待券等による入場料又は商品の展示、予約、販売等の営業宣伝その他これに類する場合は、入場料を徴収したことと同様に扱う。

1 入場料等を徴収しない利用による場合の使用料  
 (1) 本市住民が利用する場合

利用箇所	使用料		
	午前	午後	夜間
舞台付きホール（固定客席）	円 12,000	円 12,000	円 12,000
ホール（可動客席・舞台別）	3,000	3,000	3,000
舞台	2,500	2,500	2,500
可動客席	1,000	1,000	1,000
展示ホール	600	600	600
講堂	1,000	1,000	1,000
講義室	500	500	500
学習室	500	500	500
和室	600	600	600
視聴覚室	600	600	600
創作室	600	600	600

(2) 市外の者が利用する場合は、前号に定める使用料の2倍の額とする。

2 入場料等を徴収する場合の使用料

(1) 本市住民が利用する場合は、前項の(1)に定める使用料の2倍の額とする。

(2) 市外の者が利用する場合は、前項の(1)に定める使用料の4倍の額とする。

備考

1～6 (略)

7 入場料等とは、入場料、会費、会場費その他の名称のいかんにかかわらず催物1回について入場者が支払う対価をいう。

また、営業営利等の効果を目的に配布される招待券等による入場料又は商品の展示、予約、販売等の営業宣伝その他これに類する場合は、入場料を徴収したことと同様に扱う。

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市子持福祉会館条例（平成18年渋川市条例第125号）の一部改正  
 （第11条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）                      第1条 市民の福祉の増進を図るため、<u>渋川市子持福祉会館</u>（以下「<u>会館</u>」                      という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 <u>会館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。                      名称 渋川市子持福祉会館                      位置 渋川市吹屋658番地20</p> <p>（事業）                      第3条 <u>会館</u>は、次に掲げる事業                      を行う。                      （1）（略）                      （2）心配ごと相談、<u>生活相談その他の各種相談</u>                      （3）～（6）（略）</p> <p>（指定管理者による管理）                      第4条 <u>会館</u>の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）                      第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体                      （以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（利用の日数及び時間）                      第8条 <u>会館</u>は、同一の利用者につき、引き続き5日を超え、又                      は定期的に曜日又は日時を指定して独占的な利用をすることができない。                      2 （略）</p>	<p>（設置）                      第1条 市民の福祉の増進を図るため、<u>福祉会館</u>                      _____を設置する。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 <u>福祉会館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。                      名称 渋川市子持福祉会館                      位置 渋川市吹屋658番地20</p> <p>（事業）                      第3条 <u>渋川市子持福祉会館</u>（以下「<u>会館</u>」という。）は、次に掲げる事業                      を行う。                      （1）（略）                      （2）心配ごと相談、生活相談、<u>その他各種の相談</u>                      （3）～（6）（略）</p> <p>（指定管理者による管理）                      第4条 <u>会館</u>の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）                      第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体                      （以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせるものとする。</p> <p>（利用の日数及び時間）                      第8条 <u>会館</u>の利用日数は、同一の利用者につき、引き続き5日を超え、又                      は定期的に曜日又は日時を指定して独占的な利用をすることができない。                      2 （略）</p>

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成22年渋川市条例第5号）の一部改正  
 （第12条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																						
<p>（使用料の額）                      第3条 使用料の額は、次に掲げるとおりとする。                      （1） （略）                      （2） その他の報酬 <u>各種団体</u> との診療契約等によるものについては、その契約に基づき市長が定めた額                      （3） 往診車使用料 <u>1回につき 1,000円</u></p> <p>（手数料の額）                      第4条 （略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般診断書</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1通につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険診断書</td> <td>1通につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊診断書</td> <td>1通につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>医療費支払証明書</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td>1通につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の<u>    </u>文書</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	一般診断書	1通につき 2,000円	死亡診断書	1通につき 3,000円	健康診断書	1通につき 3,000円	生命保険診断書	1通につき 6,000円	特殊診断書	1通につき 3,000円	医療費支払証明書	1通につき 2,000円	死体検案書	1通につき 10,000円	その他の <u>    </u> 文書	1通につき 2,000円	<p>（使用料の額）                      第3条 使用料の額は、次に掲げるとおりとする。                      （1） （略）                      （2） その他の報酬 <u>各種団体等との診療契約</u> によるものについては、その契約に基づき市長が定めた額                      （3） 往診車使用料 <u>1,000円</u></p> <p>（手数料の額）                      第4条 （略）  <u>2 前項に定めのない手数料については、市長が別に定める。</u></p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般診断書</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1通につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険診断書</td> <td>1通につき 6,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊診断書</td> <td>1通につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>医療費支払証明書</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td>1通につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>その他簡易な文書</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td><u>その他複雑な文書</u></td> <td><u>1通につき 4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	一般診断書	1通につき 2,000円	死亡診断書	1通につき 3,000円	健康診断書	1通につき 3,000円	生命保険診断書	1通につき 6,000円	特殊診断書	1通につき 3,000円	医療費支払証明書	1通につき 2,000円	死体検案書	1通につき 10,000円	その他簡易な文書	1通につき 2,000円	<u>その他複雑な文書</u>	<u>1通につき 4,000円</u>
区分	金額																																						
一般診断書	1通につき 2,000円																																						
死亡診断書	1通につき 3,000円																																						
健康診断書	1通につき 3,000円																																						
生命保険診断書	1通につき 6,000円																																						
特殊診断書	1通につき 3,000円																																						
医療費支払証明書	1通につき 2,000円																																						
死体検案書	1通につき 10,000円																																						
その他の <u>    </u> 文書	1通につき 2,000円																																						
区分	金額																																						
一般診断書	1通につき 2,000円																																						
死亡診断書	1通につき 3,000円																																						
健康診断書	1通につき 3,000円																																						
生命保険診断書	1通につき 6,000円																																						
特殊診断書	1通につき 3,000円																																						
医療費支払証明書	1通につき 2,000円																																						
死体検案書	1通につき 10,000円																																						
その他簡易な文書	1通につき 2,000円																																						
<u>その他複雑な文書</u>	<u>1通につき 4,000円</u>																																						

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市農畜産物加工所条例（平成18年渋川市条例第173号）の一部改正  
 （第13条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置）                      第1条 地域で生産される農畜産物を加工することにより、付加価値を高めるとともに農業に対する理解を深め、もって<u>農業振興及び地域活性化</u>に資するため、渋川市農畜産物加工所（以下「加工所」という。）を設置する。</p> <p>（利用の許可の取消し）                      第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。                      （1） <u>加工所</u>の利用を他人に転貸し、又はその利用の権利を譲渡したとき。                      （2）・（3） （略）                      （4） 災害その他の事故により<u>加工所</u>の利用ができないと認めたとき。                      （5） （略）                      2 （略）</p> <p>（使用料）                      第8条 利用者は、別表に定める使用料を_____納付しなければならない。</p> <p>（電気料等の負担）                      第11条 <u>渋川市小野上特産物加工所</u>及び渋川市北橋農産物加工所の利用に係る電気料、水道料等は、利用者の負担とする。                      2 （略）</p> <p>（原状回復）                      第13条 利用者は、<u>加工所</u>の利用を終えたときは、直ちに施設内外を清掃し、施設備品を原状に回復しなければならない。</p>	<p>（設置）                      第1条 地域で生産される農畜産物を加工することにより、付加価値を高めるとともに農業に対する理解を深め、もって<u>農業振興と地域活性化</u>に資するため、渋川市農畜産物加工所（以下「加工所」という。）を設置する。</p> <p>（利用の許可の取消し）                      第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。                      （1） <u>加工所等</u>の利用を他人に転貸し、又はその利用の権利を譲渡したとき。                      （2）・（3） （略）                      （4） 災害その他の事故により<u>加工所等</u>の利用ができないと認めたとき。                      （5） （略）                      2 （略）</p> <p>（使用料）                      第8条 利用者は、別表に定める使用料を<u>市長が指定する期日までに</u>納付しなければならない。</p> <p>（電気料等の負担）                      第11条 <u>渋川市小野上特産物処理加工所</u>及び渋川市北橋農産物加工所の利用に係る電気料、水道料等は、利用者の負担とする。                      2 （略）</p> <p>（原状回復）                      第13条 利用者は、<u>加工所等</u>の利用を終えたときは、直ちに施設内外を清掃し、施設備品を原状に回復しなければならない。</p>

別表（第8条関係）

種別	区分	利用時間	金額	徴収時期	備考
渋川市赤城 農畜産物加 工研修所	第1加工室	午前9時～午 後1時	520 円	利用の許可 を受けたと き。_	午後5時以降 、1時間につ き100円加算
		午後1時～午 後5時	520 円		
	第2加工室	午前9時～午 後1時	520 円		
		午後1時～午 後5時	520 円		
	第3加工室	午前9時～午 後1時	520 円		
		午後1時～午 後5時	520 円		

別表（第8条関係）

種別	区分	単位	金額	徴収時期	備考
渋川市赤城 農畜産物加 工研修所	第1加工室	9時～13時	520 円	利用の許可 を受けたと き_	17時以降、 1時間につ き100円加算
		13時～17 時	520 円		
	第2加工室	9時～13時	520 円		
		13時～17 時	520 円		
	第3加工室	9時～13時	520 円		
		13時～17 時	520 円		

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市勤労福祉センター条例（平成18年渋川市条例第181号）の一部改正

（第14条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																														
<p>（設置）                      第1条 勤労者福祉の増進及び市民の文化活動等の交流を図るため、<u>渋川市勤労福祉センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 <u>センターの</u>名称及び位置は、次のとおりとする。                      名称 渋川市勤労福祉センター                      位置 渋川市石原1629番地1</p> <p>（使用料）                      第6条 （略）                      2 （略）                      3 <u>利用者は、前項の規定にかかわらず、事務室の使用料を、毎月定期に納付することができる。</u></p> <p>（原状回復）                      第9条 （略）                      2 利用者が<u>前項</u>の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用箇所</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1会議室</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2会議室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用箇所	使用料			午前	午後	夜間	第1会議室	1,000円	1,000円	1,400円	第2会議室				<p>（設置）                      第1条 勤労者福祉の増進及び市民の文化活動等の交流を図るため、<u>勤労福祉センター</u>を設置する。</p> <p>（名称及び位置）                      第2条 <u>勤労福祉センターの</u>名称及び位置は、次のとおりとする。                      名称 渋川市勤労福祉センター                      位置 渋川市石原1629番地1</p> <p>（使用料）                      第6条 （略）                      2 （略）                      3 <u>前項の規定にかかわらず事務室使用料については、利用者は、毎月定期に納付することができる。</u></p> <p>（原状回復）                      第9条 （略）                      2 利用者が、<u>前項</u>の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用箇所</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1、第2、第3、第4会議室</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小会議室</td> <td style="text-align: center;">700円</td> <td style="text-align: center;">700円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用箇所	使用料			午前	午後	夜間	第1、第2、第3、第4会議室	1,000円	1,000円	1,400円	小会議室	700円	700円	1,000円
利用箇所		使用料																													
	午前	午後	夜間																												
第1会議室	1,000円	1,000円	1,400円																												
第2会議室																															
利用箇所	使用料																														
	午前	午後	夜間																												
第1、第2、第3、第4会議室	1,000円	1,000円	1,400円																												
小会議室	700円	700円	1,000円																												

第3会議室			
第4会議室			
小会議室	700円	700円	1,000円
大会議室	2,400円	3,600円	4,800円
和室	700円	700円	1,000円
事務室	1平方メートルにつき 月700円		

## 備考

- 1 午前、午後及び夜間の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前とは、午前8時30分から正午までをいう。
  - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
  - (3) 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 2 前項の区分による時間に満たない場合であっても、使用料は割引しない。
- 3 この表に規定する利用箇所を商品展示、予約、販売等又は入場料その他料金を徴収して利用する場合の使用料は、次のとおりとする。
  - (1) 本市住民（本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは勤務する者をいう。）が利用する場合 この表に規定する使用料の2倍の額
  - (2) 市外の者（前号以外のものをいう。）が利用する場合 この表に規定する使用料の3倍の額
- 4 利用者が市外の者で会議等で利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の2倍の額とする。

大会議室	2,400円	3,600円	4,800円
和室	700円	700円	1,000円
事務室	1平方メートルにつき 月700円		

## 備考

- 1 午前、午後、夜間の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前とは、午前8時30分から正午までをいう。
  - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
  - (3) 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
- 2 前項の区分による時間に満たない場合 \_\_\_\_\_、使用料は割引しない。
- 3 会議室等 \_\_\_\_\_を商品展示、予約、販売等又は入場料その他料金を徴収して利用する場合の使用料は、次のとおりとする。
  - (1) 本市住民（本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは勤務する者をいう。）が利用する場合 規定使用料 \_\_\_\_\_の2倍の額
  - (2) 市外の者（前号以外のものをいう。）が利用する場合 規定使用料 \_\_\_\_\_の3倍の額
- 4 利用者が市外の者で会議等で利用する場合 規定使用料の2倍の額

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市伊香保温泉石段街休憩センター条例（平成18年渋川市条例第190号）の一部改正  
 （第15条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（設置）</u>                      第1条 清潔でさわやかな街づくりを推進し、市民及び観光客にとって良好な環境を保持するため、渋川市伊香保温泉石段街休憩センター（以下「休憩センター」という。）を設置する。</p> <p><u>（施設）</u>                      第3条 休憩センターには、次の施設を置く。                      （1） 1階 トイレ                      （2） 2階 休憩室</p> <p>（物品販売の禁止）                      第6条 何人も、休憩センター_____で利用者及び通行人を対象とした物品の販売その他これに類する斡旋行為をしてはならない。</p>	<p><u>（設置）</u>                      第1条 清潔でさわやかな街づくりを推進するための施設として、市民及び観光客の良好な環境を保持し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とし、伊香保町の石段街に休憩センターを設置する。</p> <p><u>（施設）</u>                      第3条 渋川市伊香保温泉石段街休憩センター（以下「休憩センター」という。）には、次の施設（以下「施設」という。）を置く。                      （1） 1階 トイレ                      （2） 2階 休憩室                      （3） 付属施設</p> <p>（物品販売の禁止）                      第6条 何人も、休憩センター及び敷地内で利用者及び通行人を対象とした物品の販売その他これに類する斡旋行為をしてはならない。</p>

条例の評価・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表  
 渋川市伊香保温泉白銀の湯供給条例（平成20年渋川市条例第41号）の一部改正  
 （第16条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（趣旨）</u>                      第1条 この条例は、渋川市が所有する伊香保温泉白銀の湯（以下「温泉」という。）の供給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）                      第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p><u>（1）～（3）</u> （略）  <u>（4）</u> 供給施設 第4条に規定する温泉の使用の許可を受けた者（以下「加入者」という。）における受湯管、貯湯施設、浴槽及びそれらに附属する施設をいう。</p> <p>（許可基準）                      第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉使用を許可するものとする。                      （1） 第2条に規定する区域において、<u>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を</u>経営し、又は経営しようとする者                      （2） （略）                      （3） 前2号に掲げるもののほか温泉の使用を必要とする者で、特に市長が<u>認めたもの</u></p> <p>（許可書等の交付）                      第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、温泉使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、申請内容等に虚偽等が認められる場合は、その理由を付した温泉使用</p>	<p><u>（目的）</u>                      第1条 この条例は、温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、渋川市が所有する伊香保温泉白銀の湯（以下「温泉」という。）の有効利用と円滑な運営を図るため必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）                      第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。  <u>（1）</u> 温泉 温泉法第2条に規定するメタけい酸を主成分とする温泉をいう。  <u>（2）～（4）</u> （略）  <u>（5）</u> 供給施設 <u>各事業所等</u>                      _____における受湯管、貯湯施設、浴槽及びそれらに附属する施設をいう。</p> <p>（許可基準）                      第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉使用を許可するものとする。                      （1） 第2条に規定する区域において、<u>旅館業及び日帰り温泉施設</u>                      _____を経営し、又は経営しようとする者                      （2） （略）                      （3） 前2号に掲げるもののほか温泉の使用を必要とする者で、特に市長が<u>認めた者</u></p> <p>（許可書等の交付）                      第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合、内容を審査し、温泉使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、申請内容等に虚偽等が認められる場合は、その理由を付した温泉使用</p>

不許可書を交付するものとする。

2 (略)

(給湯施設工事の申込み)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定により工事の申込みをした申請者に対し、利害関係人の同意を証する書類の提出を求めることができる。

(工事の施工)

第9条 工事は、市長が承認した業者（以下「指定業者」という。）に施工させ、しゅん工後速やかに市長の検査を受けなければならない。

2 (略)

(加入金)

第12条 加入者は、許可を受けた口径に応じて、別表第1に定める加入金の額を、許可を受けた日から7日以内に納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の  
加入金を減額又は免除することができる。

3・4 (略)

(許可事項の変更手続)

第14条 加入者は                    、許可書に記載された許可事項について変更しようとするときは、市長が別に定める温泉使用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(工事費の負担区分)

第15条 給湯施設の工事に要する費用は、全て加入者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものは、市がその費用の全部又は一部を負担することができる。

(給湯施設の管理)

第16条 加入者は、漏湯し、又は汚染しないよう給湯施設を管理し、異常があると認めるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(給湯の制限又は停止)

第17条 市長は、次の各号に掲げる場合には、給湯を制限し、又は停止す

不許可書を交付するものとする。

2 (略)

(給湯施設工事の申込み)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定により工事の申し込みをした申請者に対し、利害関係人の同意を証する書類の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第9条 工事は、市長が承認した業者（以下「指定業者」という。）に施行させ、しゅん工後速やかに市長の検査を受けなければならない。

2 (略)

(加入金)

第12条 温泉使用の許可を受けた者（以下「加入者」という。）は、許可を受けた口径に応じて、別表第1に定める加入金の額を、許可を受けた日から7日以内に納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、前項により納付しなければならない加入金を減額又は免除することができる。

3・4 (略)

(許可事項の変更手続)

第14条 加入者において、許可書に記載された許可事項について変更しようとするときは、市長が別に定める温泉使用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(工事費の負担区分)

第15条 給湯施設の工事に要する費用は、すべて加入者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものは、市がその費用の全部又は一部を負担することができる。

(給湯施設の管理)

第16条 加入者は、漏湯                    又は汚染しないよう給湯施設を管理し、異常があると認めるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(給湯の制限又は停止)

第17条 市長は、次の各号に掲げる場合には、給湯を制限                    又は停止す



(給湯の停止)  
第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定め、給湯を停止することができる。

- (1) (略)
- (2) 第29条第1項の検査を拒み、若しくは妨害したとき、又は同条第3項に規定する改良等の指示に従わなかったとき。
- (3)・(4) (略)

2 (略)

(許可の取消し)  
第27条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 温泉を用途以外に使用し、又は他人に分与し、若しくは販売したとき。
- (2) (略)
- (3) 温泉の使用を1年以上継続して中止しているとき。
- (4)～(6) (略)

(7) (略)

(届出)  
第28条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 受給施設を新設し、増設し、改造し、又は撤去しようとするとき。

(過料)  
第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科し、損害があったときはこれを賠償させることができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第26条の規定による給湯の停止に該当する者\_\_\_\_\_

(料金を免れた者に対する過料)

(給湯の停止)  
第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定め、給湯を停止することができる。

- (1) (略)
- (2) 給湯施設及び受給施設の検査を拒み、又は妨害したとき。

(3)・(4) (略)

2 (略)

(許可の取消し)  
第27条 市長は、加入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温泉の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 温泉を用途以外に使用し、又は他人に分与し、若しくは販売したとき。
- (2) (略)
- (3) 温泉使用を1年以上継続して中止しているとき。
- (4)～(6) (略)
- (7) 第29条第3項の規定による検査に基づく、市長の指示に従わないとき。

(8) (略)

(届出)  
第28条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 受給施設を新設、増設、改造\_\_\_\_\_又は撤去しようとするとき。

(過料)  
第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科し、損害があったときはこれを賠償させることができる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 第26条の規定による給湯の停止に該当する者、又は第29条の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者及び改良等の指示に従わなかった者

(料金を免れた者に対する過料)

第31条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第12条の加入金、第19条の使用料又は第25条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円\_\_\_\_\_）以下の過料を科することができる。

別表第2（第19条関係）  
温泉使用料

基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）				
	50立方メートルまで	51立方メートルから100立方メートルまで	101立方メートルから500立方メートルまで	501立方メートルから2,000立方メートルまで	2,001立方メートル以上
7,500円	0円	160円	180円	200円	220円

第31条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第12条の加入金、第19条の使用料又は第25条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

別表第2（第19条関係）  
温泉使用料

使用量	基本料金 (基本使用量：50m <sup>3</sup> まで)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
0m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで	7,500円	
51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで		160円
101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> まで		180円
501m <sup>3</sup> ～2,000m <sup>3</sup> まで		200円
2,001m <sup>3</sup> ～		220円